

2014年北海道最低賃金取り組み方針（案）

はじめに

連合北海道は、低所得層の増加による社会の不安定化と劣化に歯止めをかけるため、引き続き「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」全道キャンペーンを推進していく。今や非正規労働者は道内雇用労働者の42.8%、95万6千人にも達し、給与所得者の実に25%超、40万人以上が年収200万円以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる状態に置かれている。また、消費者物価の上昇傾向が今後も見込まれており、低所得層の家計への影響が懸念されている。「すべての働く者の処遇改善」を下支えする賃金のセーフティネット機能を果たす最低賃金の引き上げに向けて、以下の考え方を基本に、取り組みを進めていく。

なお、現行の最低賃金法施行（2008年7月1日）から5年が経過し、同法の附則では法改正の施行状況の点検を行うことが定められている。また、1月24日から開催された第186回通常国会において、消費税増税による「低所得者・子育て世帯への影響緩和」¹を盛り込んだ平成25年度（2013年度）補正予算案や、生活保護の生活扶助基準改定²を盛り込んだ平成26年度（2014年度）予算案の審議が予定されている。これらの審議状況も踏まえ、対応策を別途検討していく。

I. 連合の基本的考え方

- (1) 多くの未組織労働者には、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することはできない。組織化された労働者は、対等な立場による労使交渉で自らの労働条件の決定に関与することができ、獲得した労働条件を未組織労働者に波及させることができる。地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金からなる最低賃金制度を継承・発展させ、すべての労働者の賃金の底上げをはかる取り組みを力強く推進することは、われわれに課せられた社会的責務である。
- (2) 地域別最低賃金は、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）および「できる限り早期に全国最低800円を確保」、「全国平均1000円を目指す」という目標を掲げた雇用戦略対話合意（2010年6月）を受け、従前に比して大幅な引き上げが続いている。2011年は東日本大震災の影響もあり7円の引き上げに止まったが、2012年度は12円、2013年度は15円の引き上げとなった。

¹市町村民税非課税者2,400万人に1万円支給（市町村民税課税者の扶養親族等及び生活保護受給者は除く）。高齢基礎年金（65歳以上）の受給者等に5,000円を加算。【消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応について／2013年10月1日閣議決定】

²26年度（2014年度）生活扶助基準の改定率の具体例（都市部）：夫婦と子（30代夫婦と幼児）▲0.6%、高齢単身世帯（60代単身）+2.0%、単身世帯（20～40歳）+0.1%【平成26年度社会保障関係予算のポイント／2013年12月24日閣議決定】

最低賃金法の改正を踏まえて、生活保護基準との乖離解消に向けて取り組みを進めてきたが、当初の課題であった乖離解消は北海道を除くすべての都府県において達成された。しかし、全国加重平均 764 円という地域別最低賃金の額は、雇用戦略対話合意で目標とした水準には依然として遠く及ばない。2014 年度の金額改定にあたっては、生活保護水準との乖離解消はもとより、連合リビングウェイジと高卒初任給を重視し、より絶対水準を重視した審議を行う中で、中期的な視点に立った引き上げの実現を目指す。

- (3) 特定（産業別）最低賃金については、就業形態の多様化に対応した均等・均衡待遇の実現によって労働条件の向上と公正競争を確保する観点から、当該産業労使がイニシアチブを発揮し、賃金の底上げと格差是正につながる水準の実現に取り組む。

II. 地域別最低賃金の取り組み

1. 中央最低賃金審議会における取り組み

- (1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が 10 月 1 日に発効されるよう、中央最低賃金審議会における目安の答申が 7 月末までに行われるよう万全を期す。
- (2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給（厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額 957 円³）、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正など賃金の要素、「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイジ（926 円）などの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員および各ランクの地方連合会代表と協議のうえ、最終判断を行う。

2. 北海道における取り組み

(1) 金額改定の基本的考え方

地域別最低賃金の改定にあたっては、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、地域における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を尊重した取り組みを進める。北海道の連合リビングウェイジ時間額（880 円）を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざす。また、生活保護費との乖離（現行 7 円）を唯一残す北海道として、乖離解消は喫緊の課題として位置づけ取り組みを強化する。

(2) 北海道労働局への要求（改定目標）提出および地方経営者団体への要請

地域別最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、2 月 27 日に「北海道労働局」、3 月 3 日に「北海道」及び「経済 5 団体」に対して行う。

昨年 15 円引き上げに伴う影響率はパートに至っては 33.1%と最低賃金に張り付く形での低賃金構造となっていることから、最低賃金引き上げの取り組みは、北海

³ 厚生労働省「平成 24 年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額（高校卒男女計産業計）157.9 千円を、同所定内実労働時間数（一般労働者産業計男女計学歴計）165 時間で除して算出

道経済の底上げのためにも非常に重要なものと位置づけられる。産別・地域が一体となり、世論を背景に生活保護費との乖離解消はもとより、北海道の連合リビングウェイジ880円を目指した取り組みを展開する。

(3) 北海道地方最低賃金審議会における取り組み

- ① 連合北海道方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会が十分に連携をはかりつつ審議会対応を強化する。
- ② 金額改正審議にあたっては、地域における労働者の生計費及び賃金を考慮しながら、北海道地域最低賃金額の引き上げをはかる。
- ③ 審議日程の設定にあたっては、10月1日（昨年10月18日）発効をめざし、審議日程を配置する取り組みを行う。
- ④ 審議経過は都度連合本部に報告する。中賃目安への上積みが困難と判断した場合や後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。
- ⑤ 情報の共有化をはかり、金額引き上げの相場形成・波及に努めるために、結審後直ちに結果を連合本部に連絡し、@RENGOの最低賃金情報システムに入力をする。

Ⅲ. 特定（産業別）最低賃金改正の取り組み

1. 特定（産業別）最低賃金の取り組みに対する基本的方針

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上と事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的とし、労働協約による最低賃金の水準を同種の労働者すべてに波及させる役割を果たしている。また日本で唯一の企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、団体交渉を補完・代替している。その意義および役割を認識し、今後とも特定（産業別）最低賃金の金額改正および新設の取り組みを積極的に進める。
- (2) 北海道では4業種の締結となっており、鉄鋼842円（前年+10円）、電機784円（前年+8円）、乳糖791円（前年+10円）、船舶787円（前年+10円）となっている。地賃比の115～120%を目標に取り組みを進めることとする。
- (3) 各構成組織は、労働協約ケースによる申出の拡大をめざす。なお、公正競争ケースによる申出であっても、可能な限り合意労働者に占める「企業内最低賃金協定」適用労働者のウエイトを高めるよう、企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。

2013 特定（産業別）最低賃金審議決定状況

業種	時間額	引上額	引上率	地賃比率	部会採決日	発効日	労働者数	割合
鉄 鋼	842円	10円	1.20%	114.7%	10月 3日	12月 1日	2179/3690	59.1%
電 気	784円	8円	1.03%	106.8%	10月10日	12月11日	2603/7473	34.8%
乳 糖	791円	10円	1.28%	107.8%	10月 7日	12月 6日	1545/4343	35.6%
船 舶	787円	10円	1.29%	107.2%	10月 1日	12月 1日	555/950	58.4%

- (4) 改定水準は、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざすこととし、そのための計画的な引き上げを進める。
- (5) 産業構造の変化に対応し、各構成組織・地方連合会は、特定（産業別）最低賃金の新設・金額改正に向けた相互の連携体制の強化を図るとともに、連合本部と

の連携をより緊密にしつつ取り組む。

2. 企業内最低賃金協定締結の取り組み

- (1) 春季生活闘争において、すべての組合が企業内最低賃金協定の締結をめざす。その過程において、使用者に対し、企業内最低賃金および特定（産業別）最低賃金の役割や意義について十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。
- (2) 春季生活闘争期の各「産業別部門連絡会」の中で、企業内最低賃金協定の締結に向けた取り組みについて、情報交換・情報共有化に努め、総体の前進を図る。
- (3) 企業内最低賃金は、その産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で協定する。
- (4) 特定（産業別）最低賃金額は、申出に係る企業内最低賃金協定の最低額が上限となることに留意し、その引き上げに寄与する水準で締結する。

3. 特定（産業別）最低賃金の申出に向けた取り組み

- (1) 最低賃金対策委員会において、「金額改正および新設」業種の決定、「新設」の場合の産業のくくり方、対象労働者の範囲などの確定、最低賃金協定の水準改善に向けたサポートと締結の準備、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意（個人署名）の集約などに努め、申出に向けた準備を進める。
- (2) 「意向表明」に先立って、当該産業の使用者団体および経営者団体との意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。
- (3) 金額改正ならびに新設に係る「意向表明」については、各構成組織本部、構成組織地方支部組織、地方連合会が連携を密にし、遅くとも3月末までに行う。
- (4) 適用労働者数については、毎年の労働者数の増減も勘案した上で意向表明後に各労働局より通知されるが、事前に労働局との十分な意思疎通を行い、直近の雇用変化を踏まえた適正な適用労働者数を確定させ、申出の前倒しをはかる。なお、労働局より通知のあった適用労働者数が1,000人を下回る場合は、構成組織本部および連合本部と事前に協議しながら対処する。
- (5) 適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど、精査が必要な案件については、労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織本部と連合本部に連絡する。
- (6) 金額改定や新設にかかわる申出の本申請は「6月末目途」を基本とし、遅くとも7月末までに完了する。申出書には「北海道〇〇業最低賃金の改正の決定を～」と、金額のみに限らず幅広い審議が可能となるように記載する。

4. 地方最低賃金審議会における取り組み

- (1) 審議にあたっては、各専門部会労働者側委員と連合北海道、構成組織との連携強化をはかる。
- (2) 当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化する。北海道地方最低賃金審議会本審で行われる「必要性の審議」において必ず「必要性あり」の答申を引き出した上で、当該産業労使が参加する専門部会で金額審議を行う。
なお「必要性の審議」においては、当該労使の意見を充分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集することを考慮した運営を求めていく。困難な状況が予想される場合には、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。
- (3) 金額改定については、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。

- (4) 発効日については「年内発効」をさらに前倒し、10月～11月発効もめざす。
- (5) 結審後、専門部会労働者側委員は結果を連合北海道（組織労働局）へ報告する。連合北海道はその内容を@RENGOの最低賃金情報システムに入力して情報の共有化をはかり、各業種の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。

5. 地域別最低賃金に対する優位性確保の対応

- (1) 近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げにより、特定（産業別）最低賃金が優位性を確保出来ない状況が一部で発生している。道内においても地賃比の優位性は鉄鋼の114%を最高に107%程度となっており、基幹的労働者の最低賃金として今後も優位性を確保できるよう取り組みを進める。
- (2) 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金が著しく接近した場合は、中期的に特定（産業別）最低賃金を継承・発展させる観点から対応していく。
具体的には、構成組織が関係する組合および連合北海道と連携し、当該特定（産業別）最低賃金が適用されている労働者の現況、当該産業の実態と今後の展望、地域における横断的賃金決定システムとしての意義を十分考慮して対応する。

6. 新設の取り組み

新設については、関連構成組織と連合本部・連合北海道がお互いの役割を認識しながら連携し、具体的着手の検討とその取り組みを進める。また、作業の実施にあたっては、当該構成組織が中心的役割を担い、業界団体や使用者の十分な理解を求める働きかけはもとより、北海道労働局、連合北海道、関連単組との連携をはかり推進する。なお、単年度の計画にこだわらず、中期的な計画を立てて前進をめざす。

IV. 最低賃金の遵守を求める取り組み

以下の取り組みを基本に、最低賃金の遵守を求める運動を強化していく。

(1) 連合本部の取り組み

最低賃金の履行確保のためには、労働基準監督署による監督指導の強化が必要である。「政策・制度 要求と提言」の枠組みの中で、労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかるよう、引き続き求めていく。

最低賃金の遵守および引き上げに向けた行動を、構成組織および地方連合会と連携して実施する（5月下旬～6月予定）。

地域別最低賃金額が改定された後の周知活動を促進するため、各都道府県別のチラシを作成し、1地方連合会当たり20,000枚分（あるいは60,000円相当枚数）までの費用を負担する。新聞広告などを実施する地方連合会に対しては、その費用を60,000円を上限として補助する。

(2) 連合北海道の取り組み

地域別最低賃金額が改定された後、その周知活動を行う。各地域の実情に報じた方法を選択するが、運動につなげるため、連合本部が作成するチラシを利用した街宣活動などに取り組む。また、地協（地区連合）段階で、自治体要請行動を展開し、履行確保に取り組む予定。

(3) 構成組織の取り組み

特定（産業別）最低賃金の改定について、加盟単組を通じて適用対象の全労働者への周知をはかる。

V. 改正最低賃金法・雇用戦略対話合意などの見直しへの対応

(1) 最低賃金法

2007年に改正され2008年7月に施行された最低賃金法は、その附則第10条に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況などを勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とする見直し規定を置いている。

政府の対応を見極めつつ、状況に応じて連合本部が最低賃金小委員会に諮りながら対応していく。

(2) 雇用戦略対話合意

「全国最低800円」「全国平均1,000円」をめざす雇用戦略対話合意内容については2013年8月の質問主意書および答弁書により、失効していないことが確認されている。

また、2013年度の目安審議の諮問においては「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に対する配意を求めてきた経過もある。現在の地域別最低賃金は全国加重平均764円、最低は664円で、「全国最低800円」「全国平均1,000円」の水準にはるかに及ばない。引き続き、最低賃金の絶対値にこだわる取り組みを進めていく。

(3) 生活保護水準・制度

現在地域別最低賃金は「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている（最低賃金法第9条第3項）。政府が進めようとしている生活保護制度の見直しに直接影響を受けることがないよう、政府の対応を見極めつつ、状況に応じて連合本部が最低賃金小委員会に諮りながら対応していく。

- (4) 上記3点の課題とともに、2016年に予定されるランク区分の見直しなどに向けて、中央最低賃金審議会全員協議会の早期開催にむけて、関係機関との事前協議を進めていく。

VI. ブロック会議・学習会などの開催

(1) 連合本部の取り組み

全国最低賃金担当者会議を年3回（2、5、7月に予定）主催し、ランク別情報交換の機会を設ける。構成組織、地方連合会、地方ブロック連絡会が自主的に開催する担当者会議などに、要請に応じて中央最低賃金審議会委員および連合本部担当者を派遣する。

地方最低賃金審議会における審議対応に関する「最低賃金の手引き」を更新する。いずれも、電子データでの提供を基本としていく。

(2) 地方ブロック連絡会の取り組み

ブロック別の最低賃金担当者会議および最低賃金学習会などを、自主的にスケジュールを設定して開催する。開催後、ブロック内での情報交換した内容について報告書を連合本部に提出する。開催費については、連合本部が一部補助する。

(3) 地方連合会の取り組み

地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。連合本部および地方ブロック連絡会が開催する最低賃金担当者

会議および最低賃金学習会に参加し、情報交換に努める。

(4) 構成組織の取り組み

特定（産業別）最低賃金を申請している構成組織は、学習会・情報交換会等を開催する。連合本部が開催する全国最低賃金担当者会議に参加する。地方ブロック連絡会および地方連合会が開催する諸会合への参加を加盟単組に促す。

以上

〈添付〉

2014 春季生活闘争方針抜粋（最低賃金関係部分）

II. 2014 春季生活闘争の取り組み内容

1. 2014 春季生活闘争の基本的考え方

連合北海道は、「2014 春季生活闘争」を、従来からの主張である「デフレから脱却し、経済の好循環をつくり出す」ことを実現するための「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた取り組みとして位置付け、正規・非正規、組織・未組織にかかわらず、すべての働くものの処遇改善の実現をめざし、公正で安心・安定的な社会の実現に向け邁進していく。また、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を追求し、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の均等・均衡処遇の実現、就業率向上につながる職業訓練や就労支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などの取り組みを進めていく。

2. 2014 春季生活闘争の具体的な要求内容

(1) 賃上げ要求

2) 企業内最低賃金

- ① すべての労働者の処遇改善のため、企業内最低賃金の協定の締結拡大、水準の引き上げ、および適用労働者の拡大をはかる。このため、すべての組合は最低賃金の要求を行い、協定化をはかる。
- ② 企業内最低賃金は、その産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で協定する。
- ③ すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。
18歳高卒初任給の参考目標値……165,400円

当面の取り組み（その1）

(3) 企業内最低賃金の取り組み

《構成産別（単組）》

- ① 企業内最低賃金協定（以下「最賃協定」）の適用労働者の拡大と水準の引き上げは、すべての労働者に適用される地域別最低賃金に波及する。最賃協定は、個別労使間で従業員の賃金の最低額を定めるルールであり、適用労働者に非正規労働者まで含めるかどうかは、労使間の取り決め次第である。今次闘争において、最賃協定の適用労働者拡大を明記しており、すべての構成組織で適用労働者を拡大したうえ、少なくとも生活できる賃金水準（連合リビングウェイジ）の確保をはかること。また、経験豊富な労働者の時給が、未経験の高卒初任給を下回らないよう追求することとする。

《参考》 2013年北海道のリビングウェッジ[単身者の最低生計費をクリアする賃金水準]

①	時間額	880円	月例賃金	145,000円
②	2012北海道高卒初任給			146,100円

- ② 特定（産業別）最低賃金にかかわる4業種については、特定最賃と最賃協定の間差額が無い業種もあり、今次闘争でミニマム水準の大幅な引き上げに全力を傾注する。

《参考》 2013特定（産業別）最低賃金審議決定状況

業種	時間額	引上額	引上率	地賃比率	部会採決日	発効日
鉄鋼	842円	10円	1.20%	114.7%	10月3日	12月1日
電気	784円	8円	1.03%	106.8%	10月10日	12月11日
乳糖	791円	10円	1.28%	107.8%	10月7日	12月6日
船舶	787円	10円	1.29%	107.2%	10月1日	12月1日

- ③ 上記①、②について、産業別部門連絡会にて要求内容の把握と単組交渉の状況・妥結結果などを共有し、指導・連携を強化しながら、適用労働者の拡大と水準の引き上げをめざすこととする。

3. 運動の両輪としての政策・制度実現の取り組み

- (3) 生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ